

山形県建設工事成績評定審査委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 本要領は、山形県に設置する山形県建設工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本庁に本庁審査委員会、総合支庁、各部局出先機関に支庁等審査委員会を置く。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 山形県建設工事成績評定要領第12条に基づく説明請求の回答について、第13条に基づき再説明の申請がなされた場合の、当該工事成績評定に関すること。
- (2) 工事成績評定要領の運用に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第4条 委員会は各部局の「指名業者選定審査会」の構成員及び本庁審査委員会にあつては会計局工事検査課長、支庁等審査委員会においては会計局工事検査課検査主幹をもって構成する。

- 2 本庁審査委員会及び支庁等審査委員会の委員長、副委員長、及び審査員は各部局の「指名業者選定審査会」の構成とする。
- 3 会計局工事検査課長、会計局工事検査課検査主幹は副委員長とする。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 審査員に事故あるときは、各課の主幹（ただし、審査員である主幹を除く。）、課長補佐等その職務を補佐するものがその職務を代理する。

(委員会の召集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、各部局、各総合支庁、各部局出先機関の「指名業者選定審査会」担当課室が行う。

(その他)

第7条 ここに定めるもののほか、各審査委員会の運営に関して必要な事項は、それぞれの委員長が別にこれを定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成18年10月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。